

平成30年10月から

# 随時改定における 年間平均額を用いた保険者算定が 可能となりました

健康保険組合の保険料は、みなさんの給与をもとにした「標準報酬月額」と保険料率によって決定されます。

標準報酬月額を決定する方法の1つである「随時改定」は、固定的賃金が増額（減額）し、標準報酬月額が大幅に増額（減額）した場合に適用されます。平成30年10月からは、随時改定において年間平均額による保険者算定が可能となりました。これは、季節的要因等により賃金が増額（減額）した場合、従来の随時改定では、年間平均の標準報酬月額と比べ、大幅に高く（低く）なることがあったためです。



## 改定が可能となる要件

以下の①～③の要件をすべて満たし、業務の性質上、例年発生することが見込まれる場合、保険者算定の申出が可能となります。

- ① 固定的賃金に変動があり、改定前の標準報酬月額と、通常の随時改定による標準報酬月額に2等級以上の差がある。
- ② 以下のA、Bの間に2等級以上の差がある。
  - A 通常の随時改定による標準報酬月額
  - B 年間平均額から算出した標準報酬月額（「固定的賃金の増額（減額）月以後の継続した3ヵ月の間に受けた固定的賃金の月平均額」＋「固定的賃金の増額（減額）月前の継続した9ヵ月の間と固定的賃金の増額（減額）月以後の継続した3ヵ月の間に受けた非固定的賃金（残業代等）の月平均額」）
- ③ 改定前の標準報酬月額と年間平均額から算出した標準報酬月額との間に1等級以上の差がある。

## 届出に必要な添付書類

- ・「年間報酬の平均で算定することの申立書（随時改定用）」
- ・「健康保険 被保険者報酬月額変更届・保険者算定申立てに係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等（随時改定用）」
- ・賃金台帳等